

• • • • 參考資料 • • • •

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づく名張市次世代育成支援行動計画（以下「行動計画」という。）の策定に当たり、次代の社会を担う児童が健やかに生まれ、育成される環境の整備に向けて、市民各層の幅広い意見を反映するため、名張市次世代育成行動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 行動計画の基本的な考え方に関すること。
- (2) 行動計画の内容に関すること。
- (3) その他行動計画策定に必要と認める事項に関すること。

(組 織)

第3条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

(委 員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の役職員
- (3) 市内の公共的団体の代表者
- (4) 市内の事業者の代表者
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は行動計画の策定終了までとし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、それぞれ前条各号に掲げる委員として委嘱を受けるべき地位を失ったときは、その職を失う。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第7条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(関係者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、健康福祉部子ども政策室において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、次世代育成支援後期行動計画の策定が終了した日に、その効力を失う。

名張市次世代育成支援行動計画策定委員会 委員名簿

(順不同)

| 役職名 | 氏 名 | 役職名等 | 任 期 |
|------|-----------|----------------------------------|-------------------------|
| 委員長 | 吉 田 明 弘 | 皇學館大学 社会福祉学部 准教授 | H21. 8. 25 ~ H22. 3. 31 |
| 副委員長 | 石 井 洋 子 | 名張市社会福祉協議会 会長 | H21. 8. 25 ~ H22. 3. 31 |
| | 棕 本 憲 | 名張市立すすらん台小学校 校長 | H21. 8. 25 ~ H22. 3. 31 |
| | 丸 田 政 明 | ひなち地区ゆめづくり委員会 会長 | H21. 8. 25 ~ H22. 3. 31 |
| | 井 上 百 合 子 | 名張市民生委員児童委員協議会連合会 児童福祉部会 部長 | H21. 8. 25 ~ H22. 3. 31 |
| | 大 江 雄 二 | ポルグワナー・モールスティック ジャパン株式会社 人事部長 | H21. 8. 25 ~ H22. 3. 31 |
| | 安 藤 美 穂 | 名張市保育所保護者会連絡協議会 名張西保育所 会長 | H21. 8. 25 ~ H22. 3. 31 |
| | 高 木 裕 美 子 | 名張市PTA連合会 会長 | H21. 8. 25 ~ H22. 3. 31 |
| | 八 木 美 由 起 | 名張市子育てサークル連絡協議会 会長 | H21. 8. 25 ~ H22. 3. 31 |
| | 中 村 大 学 | おるすばんハウスひまわり園 園長 | H21. 8. 25 ~ H22. 3. 31 |

| | |
|-----|--------------|
| 事務局 | 健康福祉部 子ども政策室 |
|-----|--------------|

行動計画策定経過

| 年度 | 月 | 策定委員会 | 備考 |
|----------------|-----|---|--------------------------------|
| 平成 21 年度 | 5月 | | ○各室への説明会 (5/14) |
| | 6月 | | ○各室から現状と課題の報告 |
| | 7月 | ○二一ズ調査 (平成21年7月17日～7月31日) | ↑ 各室随時検討協議 ↓ |
| | 8月 | ○第1回 行動計画策定委員会 (8/25) * 委員委嘱状交付 * 委員長・副委員長の選任 * 骨子説明 * 行動計画現状と課題 | |
| | 9月 | ○第2回 行動計画策定委員会 (9/30) * 二一ズ調査結果の報告 * 前期計画の目標達成状況 | |
| | 10月 | ○第3回 行動計画策定委員会 (10/19) * 行動計画素案提出・協議 | ○主管室長会議 (10/29) |
| | 11月 | | ○庁議 (11/5) ○教育民生委員会 (11/18) |
| | 12月 | ※行動計画の市民への公開、意見聴取(パブリックコメント) 12月7日～1月6日 | ↑ 各室随時検討協議 ↓ |
| | 1月 | ○第4回 行動計画策定委員会 (1/19) * 行動計画最終素案協議 | |
| | 2月 | | ○教育民生委員会 (2/1) |